

【 検 査 】

4 7 3 H b A 1 c の算定間隔（糖尿病疑い）について

《令和 7 年 3 月 3 1 日》

《令和 7 年 1 0 月 3 1 日更新》

○ 取扱い

糖尿病疑い、潜在性糖尿病及び境界型糖尿病に対する D005「9」H b A 1 c の算定間隔は、原則として 3 か月に 1 回とする。

○ 取扱いを作成した根拠等

H b A 1 c は、過去 1 か月から 3 か月の平均血糖値を反映する。

以上のことから、糖尿病疑い、潜在性糖尿病及び境界型糖尿病に対する D005「9」H b A 1 c の算定間隔は、原則として 3 か月に 1 回が妥当な間隔と判断した。

ただし、D005「9」H b A 1 c については、厚生労働省通知※において、「（略）ただし、妊娠中の患者、1 型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して 6 月以内の患者、インスリン治療を開始して 6 月以内の患者等については、いずれか 1 項目を月 1 回に限り別に算定できる。また、クロザピンを投与中の患者については、ヘモグロビン A 1 c（H b A 1 c）を月 1 回に限り別に算定できる。」と示されており、この要件に合致する場合は、この限りではない。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について